

内航海運船団輸送力向上事業費補助金実施要領

令和 8 年 7 月 29 日

国 海 内 第 92 号 の 2

国土交通省海事局長通達

内航海運船団輸送力向上事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、内航海運船団輸送力向上事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付け国海内第 号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、次のとおり取り扱うものとする。

第 1. 目的

この実施要領は、交付要綱第 2 条に掲げる補助対象事業の実施に関して必要な細目等を定めることを目的とする。

第 2. 補助対象事業者

補助対象事業を行う者は、次に掲げる者とする。

- （1）内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）第 2 条第 2 項に掲げる事業を行う内航海運業者（以下「内航海運業者」という。）のうち、「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン（第 3 版）」及び「内航海運における運賃・用船料等の算出の「標準的な考え方」」を遵守している、又は遵守する体制を有する事業者

- （2）その他海事局長が適当と認める者

- 2 補助対象事業は、オペレーター（内航海運業法第 2 条第 2 項に規定する内航運送をする事業を営む者をいう。以下同じ。）が主体となって企画し、オーナー（同項の規定により船舶の貸渡しをする事業を営む者をいう。以下同じ。）又は船舶管理業者（同項の規定により船舶の管理をする事業を営む者をいう。以下同じ。）と共同で実施しなければならない。この場合において、オペレーターは代表事業者として補助金の交付申請を行うものとし、当該オペレーター以外の事業者を共同事業者という。
- 3 オペレーターは、補助対象事業の実施に当たり、主体的に関与するとともに、必要に応じて当該事業に要する経費の一部を負担するなど、事業の円滑かつ効果的な実施に努めるものとする。

第 3. 補助対象事業等

補助対象事業は、以下に該当するものとし、いずれも補助対象事業の実施期間が 1 事業年度以内に終了するものであること。

（1）計画策定

オペレーターがオーナー等（オーナー又は船舶管理業者をいう。以下同じ。）と連携して、内航海運における船団の輸送力向上に向けた目標設定とその目標達成に資する船員育成等の取組をまとめた「内航海運船団輸送力向上計画」を策定するものであること。

（2）船員育成等実施

（1）の「内航海運船団輸送力向上計画」に基づく取組について実施する事業であり、

複数の船舶又は複数のオーナー等にまたがる横断的な取組であって、船員の技能向上、能力の均質化又は船団内の情報共有、配船計画の高度化を通じて、船舶の運用効率の向上及び配船の柔軟化に資するものであること。

第4．補助対象経費の取扱

補助対象経費には、次に掲げる経費を含まないものとする。

- (1) 補助対象事業以外にも用いられる建物等施設に関する経費
 - (2) 机、いす、複写機等通常備えるべき設備・備品等及びパソコン等の汎用品を購入するための経費
 - (3) 補助対象事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - (4) 補助対象事業とそれ以外の事業との切り分けを明確にすることが困難である経費
- 2 交付要綱別表2の2の旅費は、補助対象事業を実施するために必要となる調査、情報収集、会議への出席又は成果の発表、普及を行うための費用に限るものとし、その単価は社内規定若しくは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の例による。
- 3 交付要綱別表2の7のその他諸経費に含まれる経費は、補助対象事業に必要な印刷製本費、通信運搬費、会議費及び特に必要と認める経費とする。
- 4 第3項の会議費の単価は、1人当たり千円以内とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、補助対象経費の単価は、社内規定等に基づき、社会通念上妥当と認められる範囲内のものとする。

第5．交付の対象経費

補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第6．補助金の支払い

補助金は、補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

- 2 補助対象事業者が、前項の規定により補助金の支払を受けようとする場合は、交付要綱第17条第2項に規定する様式第10の補助金精算（概算）払請求書を海事局長に提出しなければならない。

第7．保存すべき証拠書類

交付要綱第8条第2項に規定する保存すべき証拠書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 国土交通省へ提出した書類の写し
 - ① 補助金交付申請書
 - ② 補助対象事業実施計画変更承認申請書（該当する場合のみ）
 - ③ 補助対象事業【中止・廃止】承認申請書（該当する場合のみ）
 - ④ 補助対象事業遅延報告書（該当する場合のみ）
 - ⑤ 補助対象事業遂行状況報告書
 - ⑥ 補助対象事業実績報告書
 - ⑦ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額確定の報告書（該当する場合のみ）

- ⑧ 財産処分による収入金報告書（該当する場合のみ）
 - ⑨ 財産処分承認申請書（該当する場合のみ）
 - ⑩ その他この補助金に関し国土交通省に照会、回答等をした文書
- （２）国土交通省から送付された書類
- ① 補助金交付決定通知書
 - ② 補助対象事業実施計画変更承認通知書（該当する場合のみ）
 - ③ 補助金額確定通知書
 - ④ 財産処分承認通知書（該当する場合のみ）
 - ⑤ その他この補助金に関し国土交通省から通知、照会、依頼等を受けた文書
- （３）補助金を適正に使用したことを証する書類
- ① 収支簿
 - ② 交付要綱別表１及び別表２に定める経費の支出の根拠を確認できる書類

第８．その他

- （１）特別の事情により第４．に定める補助対象経費によることができない場合は、あらかじめ海事局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。
- （２）補助対象事業者は、補助対象期間中又は補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後５年間、海事局長から調査等の要請があった場合には、協力しなければならない。
- （３）補助対象事業者は、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後３年間、毎会計年度終了後３０日以内に、別添に定める事業状況報告書を海事局長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、内航海運船団輸送力向上事業費補助金交付要綱の施行の日から適用する。

(別添)

年 月 日

国土交通大臣

殿

代表事業者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名

(協議会名：)

内航海運船団輸送力向上事業費補助金
事業状況報告書

標記補助金に係る補助対象事業の実施状況について、内航海運船団輸送力向上事業費補助金
実施要領第8.(3)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 目標達成状況

区分	項目	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	船舶稼働率 (%)			
	船員1人 あたり輸送量 (t)			
	運航停止件数 (件)			
実績値	船舶稼働率 (%)			
	船員1人 あたり輸送量 (t)			
	運航停止件数 (件)			

(※) 項目については、事業内容に応じて適切な指標を一つ以上設定することとし、必要に応じて削除及び追加すること。

(※) 令和9年度以降の目標値は、前年度の実績に基づき設定すること。

2. 本年度の実施内容と今後の取り組み